平成２５年（フ）第２０２号
神戸市長田区平和台町２丁目１番21号　平和台コーポ202号室、住民票上の住所神戸市須磨区須磨本町２丁目３番６号
債務者　中田　満寿
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番18―206号
債務者　松岡　茂修
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３９号
神戸市兵庫区中道通７丁目４番27号　大西マンション202、従前の住所神戸市兵庫区吉田町２丁目４番６号
債務者　瀧野　弥生（旧姓奥平）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
山口市小郡大江町５番19―305号　グランドパレス小郡Ⅱ
債務者　久野　敬一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
松江市黒田町240番地１　松浦アパート２―６、前住所松江市和多見町75番地
債務者　持田智榮子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２５号
大阪府摂津市一津屋１丁目29番１―302号
債務者　谷奥　　強
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５２号
大阪府三島郡島本町青葉１丁目16番10号
債務者　坂口　明生
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５２号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目25番地の８
債務者　ケイ・エス設計こと　佐々木勝実
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１１号
大阪市東住吉区鷹合１―14―12―503、住民票上の住所大阪市東住吉区中野４丁目11番８号
債務者　生駒　紳吾
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６９号
大阪府吹田市朝日町２番1020号
債務者　青山由美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９１号
大阪府吹田市青葉丘南12番38―708号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３９号
大阪市福島区吉野４丁目16番12号フクワマンション
債務者　中島幸紀子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６０号
大阪府交野市倉治８丁目22番23―101号
債務者　渡邉　恭子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６４号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番22号　第３渡部ビル302
債務者　岩﨑　信治
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６９号
大阪市淀川区宮原５丁目７番12―804号
債務者　益　　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７０号
大阪市東淀川区西淡路３丁目２番１号
債務者　廣瀬　　斉
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６号
青森県むつ市大畑町湊村38番地
債務者　八谷　政伸
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係